

平成 22 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
上 田 晃 一 郎
(電話番号 03-6215-9955)

当社子会社（株式会社セガトイズ）の元従業員が関与した
不正取引に関する調査の最終報告並びに再発防止策について

平成 22 年 4 月 15 日付および平成 22 年 5 月 6 日付で開示いたしましたとおり、当社子会社である株式会社セガトイズ（代表取締役社長：鈴木義治、本社：東京都台東区、以下「セガトイズ」）の元従業員が複数の取引先と不正取引を行っていたことが判明し、セガトイズの内部調査機関および外部調査委員会にて調査を行ってまいりました。本日、外部調査委員会による最終報告が提出され、セガトイズが添付のとおり『「当社元従業員の関与した不正取引に関する調査」の最終報告および再発防止策について』を開示いたしましたのでご報告いたします。

セガトイズは開示資料中、「4. 本不正取引が当社の決算に与える影響」にて、以下のとおり記載しており、当社連結業績に対する影響も同様となる見込みです。

「外部調査委員会からの報告及び当社会計監査人との協議の結果、本不正取引は、元従業員による実態のない架空取引であるため、過年度の財務諸表の修正は不要であるとの結論に至りました。今後、当社において、架空の売掛金債権を有すると主張する者からの民事上の請求に対する支払義務が発生する可能性がないわけではありませんが、現時点において当社が負担すべき金額を合理的に見積もることはできないため、前期（平成 22 年 3 月期）においては偶発債務の注記として開示しております。また今後、当社が負担する金額が確定又は合理的な見積もりが可能となったものについては、適切に開示を行います。」

今後、再発防止と信頼回復に向けて、グループ全体でコンプライアンスの徹底を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に取り組めます。

以上

《添付資料：セガトイズ開示資料

『「当社元従業員の関与した不正取引に関する調査」の最終報告および再発防止策について』》

平成 22 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ ガ ト イ ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 義 治
(JASDAQ コード 7 8 4 2)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 経 営 統 括 本 部 長 菅 野 暁
電 話 0 3 - 5 7 7 4 - 3 6 0 0

「当社元従業員の関与した不正取引に関する調査」の 最終報告並びに再発防止策について

平成22年4月15日付の「当社元従業員による不正取引に関するお知らせ」および平成22年5月6日付の「当社元従業員の関与した不正取引に関する調査の中間報告について」において公表いたしましたとおり、当社は、元従業員による不正取引発覚後ただちに社内調査を開始し、本件の全容解明に向けて原因等を徹底調査するとともに、当社の業績に与える影響につきましても迅速に算定し確定するために、公正かつ中立的な立場の弁護士および公認会計士からなる外部調査委員会を設置し、当該委員会による調査を平行して行ってまいりました。本日、外部調査委員会より当社取締役会に最終の調査結果が報告されましたので、その報告を別紙（セガトイズ元従業員の関与した不正取引に関する最終報告）のとおり公表いたします。また、外部調査委員会の最終報告を踏まえ、本件取引に係る再発防止策の内容がまとまりましたので、併せてご報告いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び市場関係者の皆様にはご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことについて、謹んで深くお詫び申し上げます。

記

1. 当社元従業員による不正取引の概要

当社の無権限の元従業員（平成 22 年 3 月 31 日付けで退職。以下「X」という。）によって、平成 20 年 5 月ころから X の退職のころまでの間に、当社の経理処理を一切経ず、また、目的物の授受も一切ない当社名義の架空の取引（以下単に「架空取引」という。）が 100 回以上に亘って繰り返行われました（以下一連の架空取引を総称して「本不正取引」という。）。

本不正取引が発覚した平成 22 年 4 月 5 日時点で、外観上当社を債務者とする架空の売掛金債権（以下「架空の売掛金債権」という。）を有する者は 10 者で、当該 10 者の有する架空の売掛金債権の総額は、約 4 億 2000 万円でありました。当該 10 者中 8 者には、本不正取引によって実質的に損害が生じており、その額は合計約 1 億 6000 万円でありました。

なお、本日現在において、当該 10 者のうち 2 者との間で、本不正取引に関して当社には責任がなく、当社は本不正取引に関連して一切支払義務を負わないとする内容の和解が成立しております。よって、現時点での未解決の架空の売掛金債権の合計は約 3 億 8000 万円、実質的に損害を負っている者の損害額の合計は、約 1 億 5000 万円となっております。

上記を含め、当社においては、本不正取引に基づく金員の支出は、現時点では生じておりません。なお、X が本不正取引により個人的利得を得たことを裏付ける事実は、当社及び外部委員会による調査では明らかになりませんでした。

2. 本不正取引の発生原因及びその発覚まで長期間を要した理由

本不正取引は、当初、一従業員であった X が、自己の担当した取引に関する売掛金債権が回収不能となり、自身の営業成績が悪化することを防止するために画策したものであります。その後、X は本不正取引を隠蔽するため、架空取引を繰り返し行いました。すなわち、本不正取引の発生は、自身の社内での営業成績が悪化することを、不正な手段を用いてでも阻止しようという、X のコンプライアンス意識の欠如に起因するものであります。

本不正取引が2年近くに亘って当社において発覚しなかったのは、架空取引が当社の経理処理を一切経ない形で組成されたこと、相手方が本不正取引について安易に当社の取引であると誤信したためか、X以外の当社の従業員等に確認をしなかったこと、平成21年末ごろまでは各架空取引について概ね支払期日に決済がなされていたこと、当社のXに対する監督が本不正取引を未然に防ぐには必ずしも万全ではなかったこと、等といった事情が相まって、本不正取引が当社にとり認知しにくい性質のものであったことが挙げられます。

3. 関係者の刑事責任について

少なくとも、Xが、権限なく当社名義の発注書面等を作成及び交付した行為について、有印私文書偽造罪及び同行使罪が成立すると考えられます。また、本不正取引に関与した外部者の一部には、Xと共謀して上記犯罪を行ったと疑われる者が存在します。当社はX及び共謀者と疑われる者を告訴し、同告訴状は平成22年5月14日付けで警視庁に受理されました(受理番号は平成22年24番)。

4. 本不正取引が当社の決算に与える影響

外部調査委員会からの報告及び当社会計監査人との協議の結果、本不正取引は、X個人による実態のない架空取引であるため、過年度の財務諸表の修正は不要であるとの結論に至りました。

今後、当社において、架空の売掛金債権を有すると主張する者からの民事上の請求に対する支払義務が発生する可能性がないわけではありませんが、現時点において当社が負担すべき金額を合理的に見積もることはできないため、前期(平成22年3月期)においては偶発債務の注記として開示しております。

また今後、当社が負担する金額が確定又は合理的な見積もりが可能となったものについては、適切に開示を行います。

5. 内部統制の有効性について

内部統制業務の内、コンプライアンス意識の浸透が十分でなかった、或いは内部牽制機能面において従業員同士の不正行為に対する相互監視機能を形成するには至っていなかった等の点において、業務統制及びコンプライアンス体制の運用面において改善の余地がある点が社内調査及び外部調査委員会の最終報告により指摘されました。当社は、その点を十分認識し、「6. 再発防止策について」に記載のとおり、本件同様或いはこれに類似した取引の再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

一方、財務報告に係る全社統制の整備・運用状況及び会社の購買プロセスに係る内部統制の整備・運用状況には問題がないことが、監査室により調査済みであり、本不正取引の発生が財務報告に係る内部統制に対する評価に影響するものではないと判断いたしました。

6. 再発防止策について

「外部調査委員会」による調査報告により、内部統制に基づく管理体制については次のような調査結果報告と指摘を受けております。

(1) 役職員のコンプライアンス意識の更なる醸成のための取組みの充実

本不正取引が発生した原因の一つに、X個人のコンプライアンス意識の欠如が挙げられる。このことは、X個人の資質による面もあるが、当社において役員及び従業員(以下「役職員」という。)のコンプライアンス意識の更なる醸成のための取組みをより充実させることが不正行為に対する役職員間の相互監視機能を高め、一部の者による不正行為の発生の抑止及びその早期発見にも資するため、重要であると考えられる。

そこで、役職員のコンプライアンス意識をより高めるべく、社員教育研修や啓蒙活動の強化等の各種施策を一層充実させていく必要があると考える。

(2) 従業員に対する指揮・監督の強化

本不正取引が約2年間に亘って発覚しなかった要因を分析した結果、内部統制の内、業務統制及びコンプライアンス体制の運用面において改善の余地があることが認められた。今後、不正行為の発生の抑

止及びその早期発見のために、業務統制の体制強化をその運用面においても図るために、管理職による各人の業務内容の把握及び人事評価体制を充実させるとともに、業務ローテーションを制度化するなどの人事制度の見直しを図る他、メール送受信のモニタリング等のハード面の整備も検討していく必要があると考える。

（３）内部監査の強化

内部統制のより一層の充実のため、内部監査について、実施項目やその手法及び実施頻度の見直しなどにより、一層の強化充実を図る必要があると考える。

（４）書面偽造及び偽造書面行使の防止策の検討及び実施各種証憑書類の整備

本不正取引の一部は、当社と正規の取引関係のない相手方との間で行われ、また、Xが偽造した書面には当社の正規の印章による押印はなかった。このため、必ずしも書面偽造及び偽造書面行使の防止策を講じることが本不正取引との関係で有効になるとは言い切れない。しかし、今後、不正行為の発生を抑止し、或いはその早期発見のために、印章の保管等を厳格化すること等による書面の偽造防止策、及び、当社における注文書や請求書等の書面における標準様式を取引先へ周知徹底すること等による偽造書面行使の防止策を実施する必要があると考える。

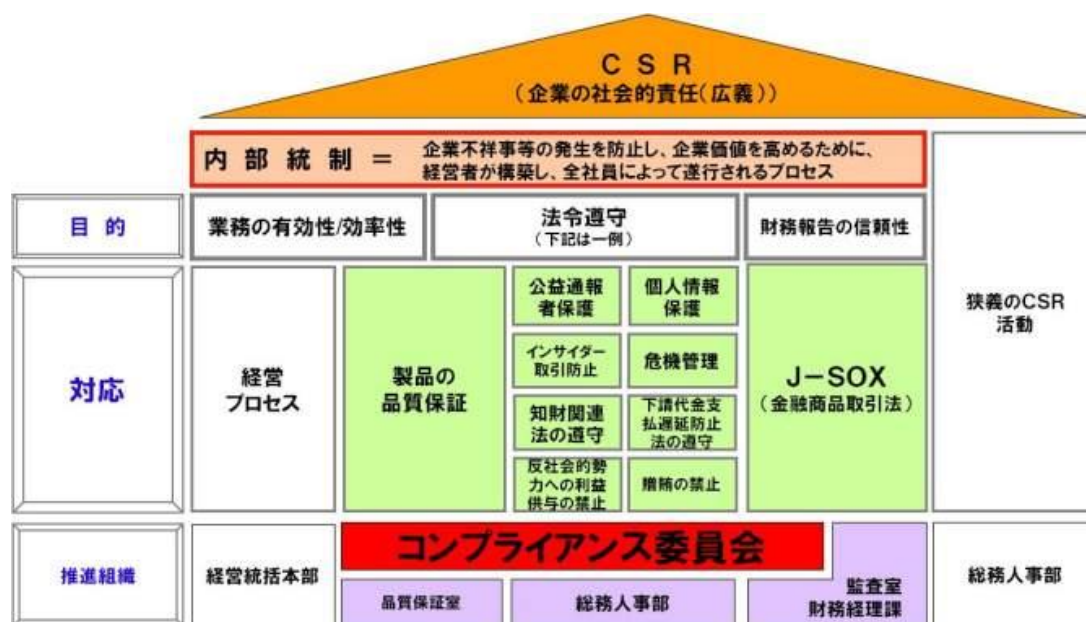
以上の「外部調査委員会」による指摘を踏まえ、当社といたしましては、不正取引の発生の防止、あるいはその早期発見を果たすために、社内全体の内部統制を見直し、内部管理体制及び内部牽制機能をより強化するために以下の対策を講じてまいります。

① コンプライアンス委員会の活動の活性化

現在当社の内部統制は、次頁の図で示すとおり対応を行っております。法令遵守については、当社「コンプライアンス規程」に基づき、全社各部門から指名された委員による「コンプライアンス委員会」が中心となって、各部門（及び子会社）のコンプライアンスの徹底及び指導等を行っておりますが、今後は以下の内容を中心に同委員会の内容をより充実又は活性化することにより、各委員の意識の浸透を高めてまいります。

- ・ 任命されたコンプライアンス委員に対し、社内および外部機関による特別研修を実施し、各部門のコンプライアンスリーダーとして、全役職員への啓蒙活動を強力に推進致します。
- ・ 各コンプライアンス委員は、毎月、コンプライアンス活動報告書を同委員会に提出し、各部門の遵守状況についての定期報告と他部門の状況について情報の共有を図り、更なる啓蒙活動に努めます。
- ・ コンプライアンス委員会は、各部門の遵守状況を常に把握・管理監督を行い、各部門にてその遵守状況に疑義が認められれば、その状況に応じて「注意喚起」、「警告」、「改善指導」という３段階のレベルで、当該部門および全社員に対して、同委員会から情報発信を行います。
- ・ 全役職員に対しては、社内外のコンプライアンスセミナーへの参加を最低２年以内に１回行うこととし、毎年、半期に１回、コンプライアンスに関するeラーニングを実施し、合格基準点に満たない社員に対しては、重点的に再教育を行います。
- ・ 日常教育におけるコンプライアンス意識を更に高めるため、既述の教育・啓蒙活動に加え、社内決裁書類等にコンプライアンス事項確認欄を設け、教育・啓蒙活動が形骸化することを抑止致します。

以上の内容に加え、公益通報制度の周知徹底をイントラネット、コンプライアンス委員会からの定期的な情報発信、人事部門における定期面談等を通じて図ることで全社の相互監視機能を形成してまいります。



②人事制度の再検討・一部見直し

管理職による従業員の業務把握をより徹底させるために人事制度の充実を図ってまいります。具体的には従業員のキャリア形成を従業員、管理職、人事部門が一体となって育成計画を策定し、育成計画に基づく業務ローテーションを実施することで、従業員の業務把握、業務内容・手法の管理監督、相互監視が働く仕組みを構築してまいります。更に、管理職による従業員のメールやFAX等の送受信のモニタリング等の整備を図り、不正行為等の抑止に繋がる施策に取り組んでまいります。

③監査部門の強化

内部監査の実施項目やその手法、実施頻度の見直し等の一層の充実を図るため、現在1名の当社監査室を2名に増員いたします。また、親会社であるセガサミーホールディングス株式会社内部監査室等との連携を強化し、内部監査レベルを高めてまいります。

④書面偽造及び偽造書面行使の防止策

当社の発行する取引書面（注文書・請求書・検収票等）の標準様式の使用を社内で徹底させるとともに、取引先へ同書面が正式なものであることを通知する等偽造書面行使の防止策を実施してまいります。更には印章の保管・押印手続き等をより一層厳格化してまいります。

⑤危機管理対応

万一、本不正取引のような不測の事態が発生した際には、直ちに、対策組織を設置し、事実関係のための情報収集及び要因分析、業績への影響等事実の公表、再発防止策の検討、決定、実施を速やかに行う等、危機管理に向けた取組みをより一層強化してまいります。

7. 社内処分について

本件を厳粛に受け止め、再発防止策の一環として、懲罰委員会を開催し、Xの監督者等の内部的な責任の有無を評価し、責任が認められる者に対しては社内処分することも検討しております。

最後に、株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び市場関係者の皆様にはご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことについて、改めまして深くお詫び申し上げます。役職員一同、信頼回復に向け努めてまいりますので、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

セガトイズ元従業員の関与した不正取引に関する最終報告

平成 22 年 6 月 3 日

外部調査委員会

委員長 弁護士 金森 仁

委員 弁護士 伊藤 亮介

委員 公認会計士 石川 正敏

平成22年4月15日付で開示されました、株式会社セガトイズ元従業員による不正取引について、本委員会で調査を行い、同年5月6日に「セガトイズ元従業員の関与した不正取引に関する中間報告」を提出させて頂いたところですが、その後、更に調査を進め、下記のとおり最終報告書を取りまとめましたので、ご報告致します。

第1 最終報告書の要旨

本最終報告書の詳細は、「第2」以下で詳述するが、その要旨は以下のとおりである。

1. 不正取引の内容

株式会社セガトイズ（以下「セガトイズ」という。）の無権限の元従業員（平成22年3月31日付けで退職。以下「X」という。）によって、平成20年5月ころからXの退職のころまでの間に、セガトイズの経理処理を一切経ず、また、目的物の授受も一切ないセガトイズ名義の架空の取引（以下単に「架空取引」という。）が100回以上に亘って繰り返し行われた（以下一連の架空取引を総称して「本不正取引」という。）。本不正取引が発覚した平成22年4月5日時点で、外観上セガトイズを債務者とする架空の売掛金債権（以下「架空の売掛金債権」という。）を有する者は10者で、当該10者の有する架空の売掛金債権の総額は、約4億2000万円であった。当該10者中8者には、本不正取引によって実質的に損害が生じており、その額

は合計約1億6000万円であった。セガトイズにおいては、本不正取引に基づく金員の支出は、現時点では生じていない。なお、Xが本不正取引により個人的利得を得たことを裏付ける事実は、本調査では明らかにならなかった。

2. 本不正取引の発生原因及びその発覚まで長期間を要した理由

本不正取引は、当初、一従業員であったXが、自己の担当した取引に関する売掛金債権が回収不能となり、自身の営業成績が悪化することを防止するために画策したものである。その後、Xは本不正取引を隠蔽するため、架空取引を繰り返し行った。

すなわち、本不正取引の発生は、自身の社内での営業成績が悪化することを、不正な手段を用いてでも阻止しようという、Xのコンプライアンス意識の欠如に起因するものである。

本不正取引が2年近くに亘ってセガトイズに発覚しなかった主な原因として、架空取引がセガトイズの経理処理を一切経ない形で組成されたこと、相手方が本不正取引について安易にセガトイズの取引であると誤信したためか、X以外の同社の従業員等に確認をしなかったこと、平成21年末ごろまでは各架空取引について概ね支払期日に決済がなされていたこと等といった事情が相まって、本不正取引がセガトイズにとり認知しにくい性質のものであったことが挙げられる。

3. 関係者の刑事責任について

少なくとも、Xが、権限なくセガトイズ名義の発注書面等を作成及び交付した行為について、有印私文書偽造罪及び同行使罪が成立すると考えられる。また、不正取引に関与した外部者の一部には、Xと共謀して上記犯罪を行ったと疑われる者が存在する。セガトイズはX及び共謀者と疑われる者を告訴しており、平成22年5月14日付けで警視庁に告訴状が受理されている。

4. 本不正取引がセガトイズの決算に与える影響

本不正取引は、X個人による実態のない架空取引であり、セガトイズの取引とは認められないものであるから、セガトイズの経理上、過去に認識すべきであった取引は存在せず、よって過年度の財務諸表の修正は不要であると考ええる。

今後、セガトイズにおいて、架空の売掛金債権を取得したと主張する者からの民事上の請求に対する支払義務が発生する可能性があるが、現時点において同社が負担すべき金額を合理的に見積もることはできないため、前期（平成22年3月期）においては偶発債務の注記として開示することが適当であると考ええる。

また、今後、セガトイズが負担する金額が確定又は合理的な見積もりが可能となったものについては、適切に開示を行う必要があると考える。

5. 内部統制の有効性について

内部統制業務の内、業務統制及びコンプライアンス体制に、その整備・運用面にお

いては、運用面で改善の余地があるものの、財務報告に係る全社統制の整備・運用状況及び会社の購買プロセスに係る内部統制の整備・運用状況には問題がないことにつき、内部監査室により調査済みであり、会計監査人とも協議した結果、本不正取引の発生が財務報告に係る内部統制に対する評価に影響するものではないと考える。

6. 再発防止策について

本委員会は、セガトイズに対して、再発防止策として、(1) 構成員のコンプライアンス意識の醸成、(2) 従業員に対する指揮・監督の強化、(3) 内部監査の強化、(4) 書面偽造及び偽造書面行使の防止策の検討及び実施について提言した。

7. セガトイズに対する請求への対応について

なお、セガトイズから、本日現在、相手方10者のうち2者（2者はいずれも本不正取引で実質的に損害が生じている者である。）との間で、本不正取引に関してセガトイズには何ら責任がなく、セガトイズは支払い義務を一切負わないとする内容の和解が成立した旨の報告を受けている。これにより、未解決の架空の売掛金債権の合計は約3億8000万円、実質的に損害を負っている者の損害額の合計は、約1億5000万円となっている。

8. 社内処分について

セガトイズにおいては、本件を厳粛に受け止め、再発防止策の一環として、懲罰委員会を開催し、Xの監督者等の内部的な責任の有無を評価し、責任がある者に対しては社内処分を行うことも検討しているとの報告を受けている。

第2 本調査の内容

本調査は、次の手法により情報を収集しこれらを分析することによって行った。

1. Xに対する事情聴取
2. セガトイズにおいてXが管理・利用していた文書、電子メール、電子ファイル等の資料及びXが任意に提出した資料の入手
3. 架空取引により外観上セガトイズの取引相手となった者（後掲<図1>及び<図2>における「A社」の立場にあたるものであり、以下「相手方」という。）からの任意の事情聴取及び資料収集
4. 各架空取引において金員の受け渡しの仲介をした者（後掲<図1>及び<図2>における「甲」の立場にあたるものであり、以下「協力者」という。）からの任意の事情聴取及び資料収集
5. セガトイズ監査室及び同社の親会社であるセガサミーホールディングス株式会社

(以下「セガサミー」という。) 内部監査室による社内調査の結果の聴取並びにセガトイズ会計監査人との協議

第3 本不正取引の内容

本不正取引の内容について以下で概要を説明するが、この点については中間報告において既に詳述しているところであり、そちらを併せて参照されたい。

また、後述するとおり、本不正取引を構成する一部の行為については、セガトイズによる告訴状が受理されており、今後、捜査機関によって全容が解明されることを期待する。

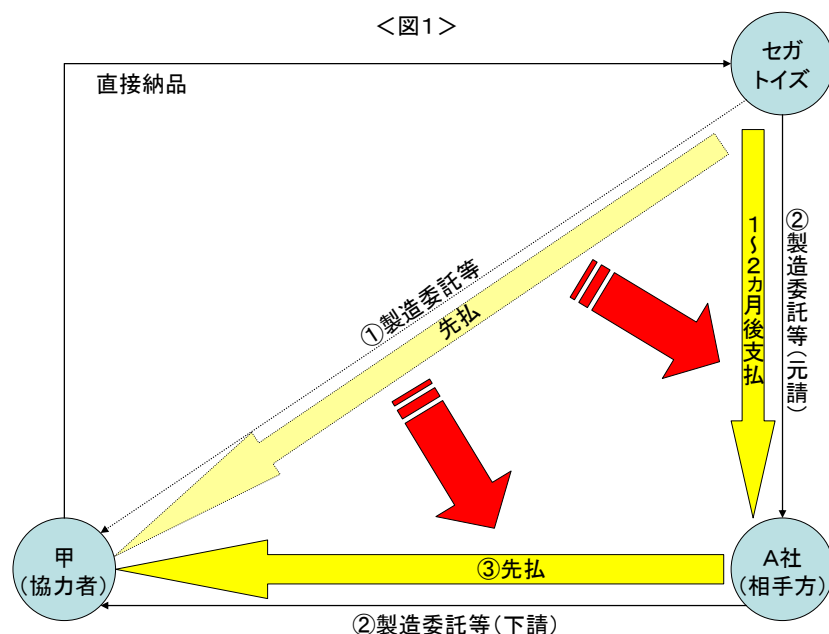
1. 本不正取引の構造

本不正取引は、概ね以下に示す「(1) 架空取引」を繰り返すことにより、架空の売掛金債権を弁済すると同時に新たな架空の売掛金債権を発生させること（実質的には金銭の貸付け）から成り立っている。

(1) 架空取引

ア. 架空取引の外観

本不正取引を行ったXは、概ね、＜図1＞に示すような取引が行われているとの外観を作出した。



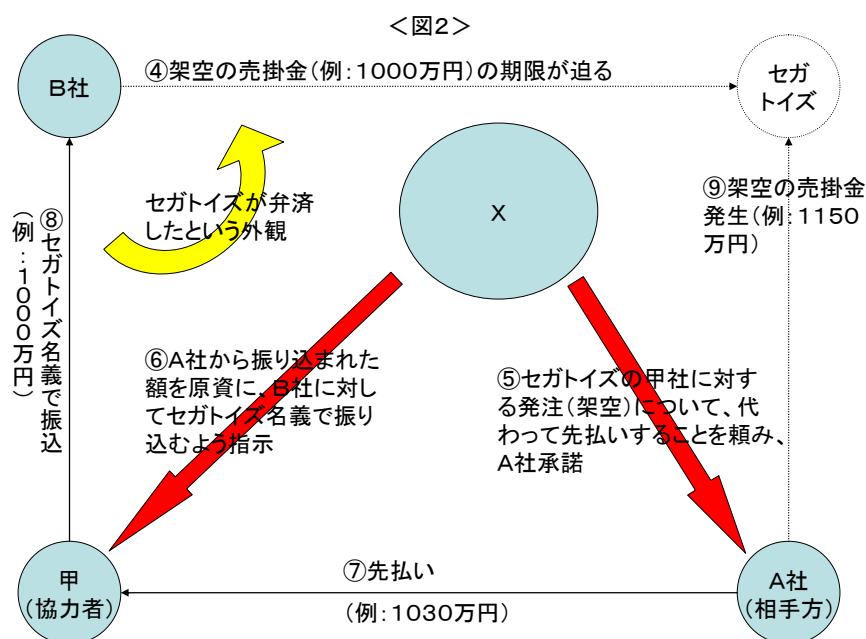
すなわち、セガトイズが甲（協力者）との間で製造委託や売買（同社が協力者に製造委託し、あるいは協力者から商品を購入する）をするにあたり、セガトイズは協力者に対して代金の先払いをする必要があるが（①）、セガトイズは代金の先払いができず、直接製造委託をすることができないため、A社（相手方）が

形式上、元請事業者等として取引に介在し（②）、セガトイズに代わって一時的に協力者に対して代金の先払いを行う（③）というものである。

なお、Xには上記の取引を行う権限はなく、Xは、上記の外観を作出するため、相手方に対して、セガトイズ名義の注文書や検収書といった書面を、当該書面を作成する権限がないにもかかわらず作成して交付した。

イ．架空取引の実態

しかし、上記取引の実態は、＜図2＞に示すように、セガトイズの関与も目的物の引渡しもない架空のものであった。



すなわち、B社のセガトイズに対する架空の売掛金債権について支払期限が迫り（④。なお、本不正取引開始当初に架空の売掛金債権を発生させた取引については(2)で述べる。）、Xはこれを弁済する必要に迫られた。そのため、Xは、ア．で述べたように相手方に対して元請業者として協力者に先払いをするよう依頼し（⑤）、相手方がこれを承諾すると、協力者に対して相手方からの振込を原資に、B社に対してセガトイズ名義で振込を行うように指示した（⑥）。その結果、相手方から協力者（⑦）、協力者からB社（⑧）へと金員が振り込まれた。協力者からB社への振込（⑧）はセガトイズ名義で行われるため、④の架空の売掛金債権が弁済されたことになる。これにより、④の架空の売掛金債権は消滅するが、新たに相手方のセガトイズに対する架空の売掛金債権が発生する（⑨）。

なお、B社は、これ以前に行われた架空取引では＜図2＞のA社（相手方）の立場にあった者であり、A社は、これ以降に行われる架空取引で＜図2＞のB社（支払期限の迫った架空の売掛金債権の保有者）の立場に立つこととなる者であ

る。

以後、Xは、新たに発生した架空の売掛金債権を弁済するため、同様の手法で、相手方を入れ替えながら架空取引を組成することを繰り返したが、後述するように、相手方が利ざやを、協力者が手数料をそれぞれ利得したため、取引を重ねるごとに架空の売掛金債権の額は増加していった。また、Xは一つの架空の売掛金債権を弁済するために、2以上の架空取引を組成することもあった。

(2) 本不正取引開始当初に架空の売掛金債権を発生させた取引について

Xは、当初、自己の担当する取引先に対するセガトイズの売掛金債権が回収不能となる危険が生じたため、これを防ごうとして、前述の(1)と類似する架空取引（以下「起点となった架空取引」という。）を組成し、当該売掛金債権を回収した。しかし、その結果、セガトイズに対する架空の売掛金債権が生じることとなり、以後、Xは当該架空の売掛金債権が債務不履行となり、自らの不正取引が発覚することを阻止するため、(1)で述べた架空取引を繰り返し行った。なお、本不正取引において、起点となった架空取引が1件あった事実については確認済みであるが、それ以外にも当該取引が存在するか否かについては、確認できなかった。

2. 本不正取引の関与者

(1) 相手方

本不正取引の相手方は、Xの組成した架空取引に介在し、協力者の預金口座に架空の代金を払い込むという役割を果たしていた。相手方は形式上元請業者の立場で架空取引に関与しているが、下請業者の選定や指揮監督等を一切しておらず、また、架空取引の目的物は、下請業者とされる協力者からセガトイズに直接納品されるものとされていた。相手方のこのような関与形態に鑑みると、相手方が架空取引に介在した主たる動機は、協力者に対する払込額とセガトイズに対する架空の売掛金債権との差額を、利ざやとして利得することであると考えられる。すなわち、各架空取引において、相手方は1ないし2ヶ月程度以内の間、架空取引の代金を負担するという金融機能を果たす対価として、一定割合の利ざやを利得していたというのが取引の実態である。

なお、相手方に架空取引であることの認識があったかどうかについては、相手方ごとに個別に判断されるべきであるが、本調査によってこの点に関する個別の事情を十分に解明することはできなかった。

(2) 協力者

本不正取引の協力者は、個々の架空取引において、その管理する預金口座に相手方から金員の払込を受け、これをセガトイズ名義で架空の売掛金債権の債権者（＜図2＞におけるB。すなわち別の相手方）の預金口座に振り込むという役割を果たしていた。

また、Xの供述によると、協力者は、相手方から自らの口座に振り込まれた金員

を、Xから指示された者に対してセガトイズ名義で振り込むことによって、3%程度の手数料名目の利得を得ていたとされている。

協力者がどのような認識で本不正取引に関与していたかについては、本調査によっても十分に解明されていないが、協力者が、手数料取得目的で、本不正取引によって不可欠の役割を担っていたことは事実である。

(3) セガトイズ

本不正取引において、セガトイズは形式上、相手方に対する製造委託等の注文者となっていた。しかし、Xには製造委託等の注文を行う権限は与えられておらず、かつ、取引に際しXはセガトイズの内部的な決裁手続を一切経ていない。また、セガトイズが当該契約の目的物（製造委託による成果物等）を受領した事実も認められない。

以上の事実を前提とすると、セガトイズは実質的には本不正取引に一切関与していない。

(4) その他

本調査によっても、X以外のセガトイズの役員又は従業員等が本不正取引に関与していたことを示す事実はなく、セガトイズ内部にX以外の関与者は存在しなかったと考えられる。

3. 本不正取引の規模

(1) 相手方の数

本不正取引において、本件が発覚した平成22年4月5日時点で、セガトイズに対して架空の売掛金債権を有していた相手方が10者（以下単に「10者」という。）存在した。当該10者の存在が明らかになったのは、その者がセガトイズに対して架空の売掛金債権の支払請求を行った、あるいは、Xがその者を相手に架空取引を行ったとセガトイズに申告したことによるが、本委員会も独自に関係資料を精査する等して、当該10者が本不正取引に関連した事実について確認を行った。

当該10者以外にも、相手方となった者が存在する可能性は否定できないが、次の理由から、少なくとも10者以外に、現時点で架空の売掛金債権を有している者がいて、今後、その者からセガトイズに対して請求がなされる可能性は極めて低いと考えられる。

まず、セガトイズは、平成22年4月15日に本不正取引の事実を公表したが、その後、今日に至るまでセガトイズに対して、10者以外で、本不正取引に関する売掛金債権の支払請求してきた者はいない。また、10者の関与した本不正取引においては、架空の売掛金債権の支払期限は通常1～2ヶ月、長くても3月以内とされており、かつ、10者の関与した架空取引で平成22年に入ってから協力者の立場に立った者は1者しかないが、この協力者が本不正取引に利用していたとされる預金口座の入出金記録には、10者以外の者について平成22年に入ってから200万

円以上の架空の売掛金債権を生じる可能性のある金員の移動があった痕跡は認められなかった。また、X自身も、上記10者以外に、現時点でセガトイズに対する架空の売掛金債権を200万円以上有している者はいない旨供述している。

(2) 架空取引の回数、架空の売掛金債権の金額

本不正取引が開始された平成20年5月ころから、発覚した平成22年4月5日までの2年弱の間に、100回以上架空取引が組成され、本不正取引発覚時点での未清算の架空の売掛金債権の額は、10者合計で約4億2000万円である。本不正取引を構成する各架空取引における取引金額や、設定された利ざやの割合は様々であり、取引額については数百万円程度から数千万円程度、利ざやの割合については5%程度から45%程度のものが確認されている。

4. 本不正取引による金員の流れ

上記10者が、平成20年5月に本不正取引が開始されてから平成22年4月までの間に本不正取引に関して協力者に対して振込んだ金員の総額は約16億円であることが確認されている。

上記10者が、本不正取引に関して協力者に対して振り込んだ額（以下「支払額」という。）とセガトイズ名義で振込を受けた額（以下「受領額」という。）のそれぞれの合計額を比較すると、うち2者は受領額合計が支払額合計を上回っており、実質的に利得が生じていると認められる。その余の8者は金員の支払額合計が受領額合計を上回っており、実質的に損失が生じていると認められ、その総額は8者合計で約1億6000万円である。

なお、上記10者の本不正取引に関する支払額の合計から受領額の合計を減じると約9400万円となる。当該金員の行方については、協力者により手数料として利得された、10者以外の相手方により利ざやとして利得された等の可能性が考えられるが、明らかとなっていない。また、Xが個人的利得を得たことを裏付ける事実は、本調査では明らかになっていない。

第4 関係者の刑事責任

Xは、少なくとも権限なくセガトイズ名義の発注書等の書面を作成及び交付したことが明らかになっており、このような行為は刑法上の有印私文書偽造罪及び同行使罪に該当すると考えられる。また、Xと共謀して本不正取引に加担した疑いのある者（セガトイズ外部の者である。）がおり、これらの者については、上記Xの犯罪行為の共犯に該当する疑いがある。

セガトイズは、X及び共謀者と疑われる者について警視庁に対して告訴し、平成22年5月14日、告訴状が受理された（受理番号は平成22年24番である。）。本委員会は、今後、捜査機関によって更なる捜査が行われ、事実が解明されることに期待する。

第5 本不正取引の発生原因及びその発覚まで長期間を要した理由

本不正取引は、平成20年5月ころから開始され、平成22年4月5日にXが自ら申告するまでの間、架空取引の回数は100回にも及んだのにもかかわらず、発覚しなかった。その発生原因及び発覚しなかった理由としては、次の事実が認められる。

1. 本不正取引の発生原因

(1) X個人のコンプライアンス意識の欠如

前述のとおり、本不正取引を実行したXについて、本調査では個人的利得を得たことを裏付ける事実は明らかになっていない。Xの供述によれば、Xは、自己の担当する取引先に対する売掛金債権が回収不能となることで自身の営業目標を達成できなくなり、上司に対して不達成の理由や今後の見込み等について説明しなければならなくなることを回避するために本不正取引を開始したとされており、X個人の従業員としてのコンプライアンス意識が欠如していたことは明らかである。

(2) セガトイズが認知しにくい性質のものであったこと

2. で述べるとおり、Xによる本不正取引はその性質上、セガトイズにとって認知しにくい性質のものであった。このため、コンプライアンス意識の欠如したXが本不正取引を行うことについて、十分な牽制が働かなかった可能性がある。

2. 発覚まで長期間を要した理由

(1) セガトイズの経理処理を一切経ていないこと

Xは、単に、セガトイズの社会的信用を利用して相手方から金員を引き出す目的で本不正取引を行っており、同社の売上を水増しする目的や、同社から金員を引き出す目的があったわけではない。このため、本不正取引は、セガトイズの経理処理を一切経ずに行われている（なお、Xが行った最初の架空取引については、セガトイズの売掛金債権を回収するために行われたが、当該売掛金債権の発生原因である取引は、セガトイズにおいて経理処理され、目的物の授受も行われた正常な取引であった。）。

このような事情から、セガトイズには、経理上本不正取引の存在を直接認知する機会が存在しなかった。

(2) 相手方が、X以外の同社の従業員等に確認等をしなかったこと

本不正取引は、相手方にとって、1、2ヶ月間資金を融通するだけで、5%から45%程度という高い利ざやを得られ、しかも1回当たり融通額が場合によっては数千万円にも上るという極めて不自然不合理な内容の取引であった。それにもかかわらず、多数の相手方が本不正取引をセガトイズの正常な取引であると安易に誤信したためか（なお、前述のとおり、本不正取引が架空のものであることを相手方が認識していたか否かについては、本調査によっても明らかになっていない。）、X以外の同社の従業員や、同社の経理等に適切な確認をすることもなく同様の取引を繰

り返すという、異常な事態が生じていた。

これについては、Xが巧妙に架空取引の組成を繰り返ししたため、平成22年に入るまでの間、架空の売掛金債権の支払が長期間遅滞することがなく（もっとも、数日の遅れは相当回数あったことが確認されている。）、相手方が、架空の売掛金債権について回収不能となる危険を認識しなかったこと、相手方のうち数社は、もともとXを通じてセガトイズと正規の取引があったため、Xの要請を受け入れたという事情があったことなども要因となっていると考えられるが、これらを考慮しても取引内容が不自然不合理である事実が払拭されるものではなく、相手方が商取引において通常要求される注意義務を尽くしていたか疑問が残る。

いずれにせよ、相手方が架空取引に関してX以外のセガトイズの従業員や、セガトイズの経理等に適切な確認をしなかったため、セガトイズが相手方の言動により本不正取引を認知する機会がなかった。

(3) セガトイズのXに対する監督が必ずしも万全ではなかったこと

仮に相手方に架空取引であることの認識がなかったとすると、Xは自身がセガトイズの従業員である立場を、相手方を信用させるために利用していたことになる。Xと相手方及び協力者間のやり取りは、本調査においても必ずしも明らかになっていないが、Xが同社の設備等を本不正取引の際に使用したことがあることや、同社における勤務時間中に本不正取引に係る事務を行ったこともあることが明らかになっている。

ただし、本不正取引においては、上記の(1)及び(2)で述べた要因が、本不正取引の発生及びその発覚に時間を要したことに大きく寄与していると考えられるため、本不正取引が発生したこと及びその発覚に時間を要したことと、セガトイズの業務統制及びコンプライアンス体制の制度的欠陥の有無とは直ちに結びつかない。しかし、同社が、業務統制及びコンプライアンス体制をその運用面においてより充実させていれば、本不正取引の発生を防止し、或いは早期発見できた可能性もあり、その意味で、同社の業務統制及びコンプライアンス体制にその運用面において改善の余地があるといえる。

第6 本不正取引がセガトイズの決算に与える影響

この点について、中間報告において報告済みであり、中間報告時点から本委員会の見解を変更すべき事態は生じておらず、本報告においては、中間報告において記述した内容を簡潔に記載するにとどめる。

1. 過年度の財務諸表への影響

本不正取引は、セガトイズの発注システム及び経理処理とは一切無関係に行われたものであり、内部的に必要とされる決裁手続も一切経ていなかった。また、形式上、セガトイズは相手方に対する製造委託等の注文者となつてはいるが、同社が当該契約

の目的物を受領した事実も認められない。

したがって、セガトイズは実質的には本不正取引に一切関与しておらず、これらの取引は、あくまでもX個人（及びその他の外部関係者）による犯罪行為であり、本不正取引は、セガトイズの取引とは認められないものである。したがって、セガトイズの経理上、過去に認識すべきであった取引は存在せず、同社において計上すべき買掛金債務等も一切存在せず、過年度の財務諸表の修正は不要であると考ええる。

2. 前期（平成22年3月期）の財務諸表への影響

今後、セガトイズにおいて、架空の売掛金債権を取得したと主張する者からの民事上の請求に対する支払義務が発生する可能性があるが、現時点において同社が負担すべき金額を合理的に見積もることはできないため、前期においては偶発債務の注記として開示することが適当であると考ええる。

また、今後、セガトイズが負担する金額が確定又は合理的な見積もりが可能となったものについては、適切に開示を行う必要がある。

第7 内部統制の有効性について

1. 財務報告に係る部分以外の内部統制

第5の2.(3)において述べたとおり、本不正取引が2年間に亘って発覚しなかった要因を分析した結果、セガトイズにおいて、内部統制業務の内、業務統制及びコンプライアンス体制に、その整備・運用面においては、運用面で改善の余地があることが認められる。

2. 財務報告に係る内部統制

一方、財務報告に係る内部統制に関しては、本不正取引は、既に述べたようにXが会社の経理を通さずに内部統制の外で個人的に行った犯罪行為であり、財務報告に係る内部統制で発見することが予定されていない行為であった。また、財務報告に係る全社統制の整備・運用状況及び会社の購買プロセスに係る内部統制の整備・運用状況には問題がないことにつき、セガトイズ監査室及びセガサミー内部監査室により調査済みである。

よって、セガトイズの会計監査人とも協議した結果、本不正取引の発生が財務報告に係る内部統制に対する評価に影響するものではないと考える。

第8 再発防止策について

本不正取引のような不正行為の再発を防止し、或いは、その早期発見のため、本委員会は、「第5 本不正取引の発生原因及びその発覚まで長期間を要した理由」の分析を基に、概要、次に述べるとおりの再発防止策の検討及び実施を提案した。

1. 構成員のコンプライアンス意識の更なる醸成のための取組みの充実

第5の1(1)で述べたとおり、本不正取引が発生した原因の一つに、X個人のコンプライアンス意識の欠如が挙げられる。このことは、X個人の資質による面もあるが、セガトイズにおいて役員及び従業員（以下「構成員」という。）のコンプライアンス意識を更なる醸成のための取組みをより充実させることが不正行為に対する構成員間の相互監視機能を高め、一部の者による不正行為の発生を抑止し、あるいはその早期発見にも資するため、重要であると考えられる。

そこで、構成員のコンプライアンス意識をより高めるべく、社員教育研修や啓蒙活動の強化等の各種施策を一層充実させていく必要があると考える。

2. 従業員に対する指揮・監督の強化

第5の2.(3)において述べたとおり、本不正取引が2年間に亘って発覚しなかった要因を分析した結果、内部統制業務の内、業務統制及びコンプライアンス体制にその運用面において改善の余地があることが認められた。今後、不正行為の発生を抑止し、或いはその早期発見のために、業務統制の体制強化をその運用面においても図るために、管理職による各人の業務内容の把握及び人事評価の取組みを充実させるとともに、業務ローテーションを制度化するなどの人事制度の見直しを図る他、メール送受信のモニタリング等のハード面の整備も検討していく必要があると考える。

3. 内部監査の強化

内部統制のより一層の充実のため、内部監査について、実施項目やその手法及び実施頻度の見直しなどにより、一層の強化を図る必要があると考える。

4. 書面偽造及び偽造書面行使の防止策

本不正取引の一部は、セガトイズと正規の取引関係のない相手方との間で行われ、また、Xが偽造した書面にはセガトイズの正規の印章による押印はなかった。このため、必ずしも書面偽造及び偽造書面行使の防止策が本不正取引との関係で有効であったとはいえない。しかし、今後、不正行為の発生を抑止し、或いはその早期発見のために、印章の保管等を厳格化すること等による書面の偽造防止策、及び、セガトイズにおける注文書や請求書等の書面の標準様式を取引先へ周知徹底すること等による偽造書面行使の防止策を実施する必要があると考える。

第9 セガトイズに対する請求への対応について

セガトイズから、同社に対する相手方等からの支払い請求に対して、民事上の解決に向けた話し合いを進めるなど、同社を取り巻くステークホルダー各位に対する信義則に則って、最善の対応を行っている旨の報告を受けている。

また、相手方10者のうち2者との間で、本不正取引に関してセガトイズには何ら責任がなく、セガトイズは支払い義務を一切負わないとする内容の和解が成立した旨

の報告を受けている。

本委員会の調査によると、この２者が支払いを求めていた架空の売掛金債権は合計約３７００万円であり、また、この２者の実質的な損害の合計は約８００万円である。

これにより、現時点での未解決の架空の売掛金債権の合計は約３億８０００万円、実質的に損害を負っている者の損害額の合計は、約１億５０００万円となっている。

第１０ 社内処分について

セガトイズにおいては、本件を厳粛に受け止め、再発防止策の一環として、懲罰委員会を開催し、Xの監督者等の内部的な責任の有無を評価し、責任がある者に対しては社内処分することも検討しているとの報告を受けている。

以上